

鳥取県告示第3号

平成22年鳥取県告示第574号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）グンゼ開発 倉吉商業施設に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年1月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

(1) 騒音について

夜間時における騒音について、基準値を上回っている場所があるので、基準以下になる対策を講じ、規制基準を必ず遵守すること。

(2) 交通安全について

ア 横断歩道近くに歩道をまたがる出入口が2箇所あるが、歩行者の安全を守ること及び横断歩道付近の交通渋滞の防止のため、横断歩道手前の出入口を無くすこと。

イ 横断歩道には、歩行者専用の信号機を設置すること。

2 縦覧に供する期間

平成23年1月11日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局

倉吉市葵町722 倉吉市産業部商工観光課